

弊社、焼却施設に於ける火災事故の「事故原因」について（詳細）

消防署との立会い検証の結果、下記の事が原因であることが判明致しました。

（記）

「原因」・・・・・・・・・・作業手順が守られていなかったこと。

「通常の処理手順」

1. ドラム缶等に入った状態で弊社へ搬入された焼却物（今回は、廃ウエス）は焼却炉へ投入し易い大きさにビニール袋に入れて小分け致します。
2. 焼却炉へ廃棄物（小分けされたビニール袋）を投入する際はチェーン駆動の廃棄物投入装置に載せますが、袋を安定させまた油ダレ防止のための段ボール製受け皿に載せます。
3. 他の焼却物（通常は、段ボール箱に入った医療系廃棄物）で挟む状態で混載し投入装置により焼却炉へ投入・焼却される。

「今回、火災原因となった作業方法」

排出者様から搬入された廃ウエスをドラム缶に入ったままの状態での廃棄物投入装置の近くに持込み、そこから直に廃棄物投入装置に載せ受け皿も使わなかった。

「対策」

- ・ 作業手順の遵守を含めた作業員に対する作業指導並びに安全教育の強化について管理徹底を致します。
- ・ ヒューマンエラーの防止のため、危険予知活動（KYT）及び作業者同士の情報の共有と水平展開のためのコミュニケーションの充実を図ります。

以上